

2013年10月31日 全14頁

中国の年金制度・資産の現状と課題

サステナブルな年金制度の構築には、年金資産運用の規制緩和が必要

金融調査部 兼 経済調査部
研究員
矢作 大祐

[要約]

- 高齢化が進むアジアの中でも、人口規模や急速に進展する高齢化を背景に、中国の年金制度・資産が注目されよう。本稿では中国の年金制度・資産の現状・課題を分析し、今後の可能性について論じる。
- 中国の年金制度は公的年金が中核に据えられている。具体的には、都市部の就業者が加入する城鎮企業職工基本養老保険（都市就業者年金）が代表的な年金制度であるが、近年は都市住民年金や新型農村年金が創設され、これまで年金制度の枠組み外にいた人々も社会保障制度に組み込まれつつある。
- ただし、中国の年金制度には課題も存在する。例えば、都市就業者年金は地域ごとに年金資産の管理を行っているが、地域によっては年金収支が赤字化しており、政府による補填に依存している。今後は年金資産管理の全国統合といった改革が必要となろう。
- また、年金財源も不足している。現在も政府は赤字補填等を行っているが、「空口座」問題や、都市住民年金や新型農村年金の給付額引き上げといった財政負担のさらなる増加が懸念されている。政府拠出に依存しない年金制度の整備が急務となろう。
- 中でも、都市就業者年金の自立化は、財政負担を減らすための短期的な課題と言える。年金資産管理の全国統合に加え、現在規制下にある年金資産の運用を徐々に自由化することによって、将来の年金収支の悪化を防ぐための原資を準備することも重要であろう。また、公的年金を補助するために、企業年金の発展・利用拡大を促す制度設計も望まれる。現在、格差是正や資産運用に関する年金制度改革が政府内で議論されている。年金制度の今後の改革動向が注目されよう。

1. 高齢化を迎える中国とその年金制度

2013年7月23日の「ASEAN+3債券市場フォーラム」の中で麻生財務相は、高齢化が進み、年金運用がより重要になるアジア各国に対して日本市場は良好な投資機会を提供できるとし、アジア各国の年金資金を呼び込む考えを打ち出した。アジアの中でも人口規模の大きさや急速に進展する高齢化を背景に、中国の年金制度・資産が注目される。国連の World Population Prospects によると、中国は2025年過ぎには65歳以上人口が約2億人、高齢化率は約14%に達し、いわゆる高齢社会に突入すると想定される。ただし、年金受給対象者（男性60歳以上、女性55歳以上）を高齢者と仮定すれば、人口に占める計算上の年金受給対象者の割合は2012年時点ですでに17.5%となっている。つまり、中国において高齢社会は遠い未来の事象ではない。中国にとって高齢者をいかに支えていくかは喫緊の課題となっている。そこで、本稿では高齢者の収入源となる年金、中でも主要な年金制度である城鎮企業職工基本養老保険を中心に、中国の年金制度・資産の現状・課題を分析し、今後の可能性について論じる。

中国の年金制度概要

現在の中国の年金制度は、①公的年金、②企業年金、③貯蓄・商業年金（日本における個人年金にあたる）という3本柱で構成されている¹（図表1、図表2）。本稿では、主に公的年金について概観する。公的年金は、城鎮企業職工基本養老保険（以下、都市就業者年金）、城鎮居民社会養老保険（以下、都市住民年金）、新型農村社会養老保険（以下、新型農村年金）、機關事業單位養老保険（以下、公務員年金）という4種類に分かれている。都市就業者年金は、主に都市部の企業等に就業する者が強制的に加入する年金であり、公的年金制度の中核的な存在である。また、都市住民年金や新型農村年金は、政府が国民皆年金を目指すにあたり、従来年金制度の枠組み外にいた人々を社会保障制度に組み込むために近年創設した制度である。都市住民年金は都市就業者年金に加入していない都市部の住民が任意で加入できる年金であり、新型農村年金は従来の都市就業者年金に加入していない農村部の住民が任意で加入できる年金である。公務員年金は、公的機関に所属する者が加入する年金である。

公的年金の大部分は、企業・政府が資金を負担する一階部分と個人が資金を負担する二階部分の二層に分かれる。都市就業者年金は雇用者が就業者の賃金総額の20%（賦課方式、一階部分）、就業者が賃金の8%（積立方式、二階部分）を負担する。都市住民年金と新型農村年金に関しては、中央政府・地方政府が拠出する部分（一階部分）と個人で積み立てる部分（積立方式、都市住民年金は100～1,000元、新型農村年金は100元～500元で100元ごとに積立額を選べる、二階部分）に分かれる。公務員年金は基本的には個人による負担はなく政府の負担によって運営されている。

¹ 中国の年金制度に関しては年金制度に関する各種関連法規、以下の参考文献を基に作成。嘉実基金管理有限公司・中国社会科学院世界社保研究中心「中国基本養老保險個人賬戶基金研究報告」（中国鉄道出版社、2012年4月）、孫祁祥、鄭偉等著「中国養老年金市場—發展現狀、國際經驗與未來戰略」（經濟科学出版社、2013年3月）、李珍著「基本養老保險制度分析與評估」（人民出版社、2013年6月）

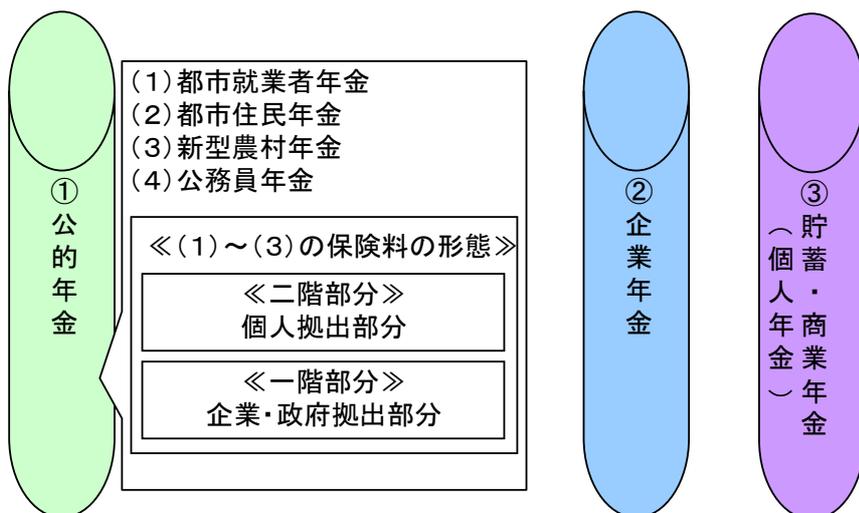
年金給付開始年齢は、国の法定退職年齢に沿うように設定されている。そのため、都市就業者年金・公務員年金については男性が満 60 歳以上、女性は幹部が満 55 歳以上、一般就業者が満 50 歳以上となっている。都市住民年金と新型農村年金は男女ともに 60 歳以上となっている。ただし、年金の給付を受けるためには、15 年以上の保険料の納付が必要である。給付額に関しては、都市就業者年金の賦課部分（一階部分）が平均賃金と納付期間をベースに決められる。都市住民年金と新型農村年金は中央政府によって決められている最低給付額（月額 55 元）と地方政府による上乘せ分との合計が一階部分の給付額である。積立部分（二階部分）に関しては、いずれの制度も個人の積立残高を年金現価率²で割ったものが給付される。

政府は国民皆年金を目指し公的年金の加入者率を高める方針を打ち出している。その結果、順調に加入者数は増加しつつある（図表 3、左図）。2012 年末時点の各年金への加入者数は、都市就業者年金が 3 億 427 万人、都市住民年金と新型農村年金の合計が 4 億 8,370 万人となった。特に都市住民年金と新型農村年金の加入者合計は 2011 年末に比べて 1 億 5,187 万人増と急速に普及しつつあると言えよう。公務員年金の加入者数に関しては公表されておらず、確認することができない。

また、加入者数の増加に伴い、年金収入及び支出はともに増加を続けている（図表 3、右図）。都市就業者年金について見ると、2012 年末時点に保険料を中心とした収入（年計）は 2 兆 1 億元（前年比+18.4%）、年金給付等の支出（年計）は 1 兆 5,562 億元（前年比+21.9%）となっている。2000 年代以降年金収支は安定的に黒字で推移しており、黒字分の累積額は 2012 年末時点で 2 兆 3,941 億元となった。

図表 1 中国年金制度の三本柱イメージ図

《中国年金制度の三本柱イメージ図》



(出所) 大和総研作成

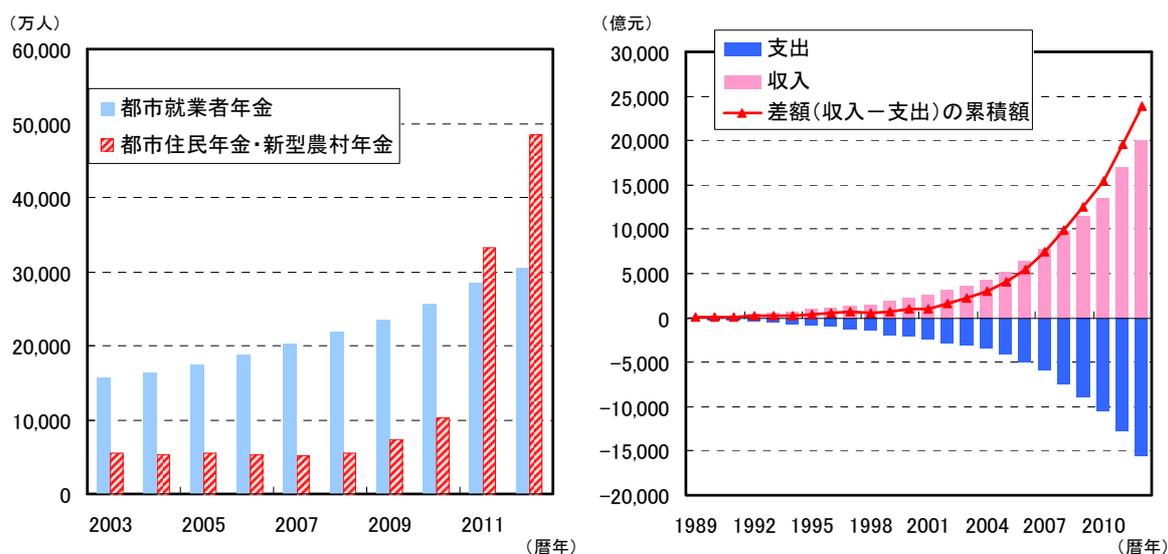
² 政府が平均寿命や退職年齢を考慮して決定した係数。公的年金は終身給付となっており、退職年齢が若ければ若いほど給付期間が長くなることから、係数は大きくなる。

図表2 公的年金制度の概要

	都市就業者年金 城鎮企業職工基本養老保険	都市住民年金 城鎮居民社会養老保険	新型農村年金 新型農村社会養老保険	公務員年金 基幹事業単位養老保険
対象者	都市部の企業就業者、個人事業主	満16歳以上(学生は含めない)で、都市就業者年金の加入条件に該当しない都市部の住民	満16歳以上(学生は含めない)で、都市就業者年金の加入条件に該当しない農村部の住民	公務員、政府系事業組織に勤務するもの
保険料	≪一階部分≫(賦課方式) 企業:賃金総額の20% ≪二階部分≫(積立方式) 個人:賃金の8%	≪一階部分≫(政府拠出) ①中西部に関しては、中央政府は一人当たりの給付標準(55元)に対して全額補助、東部に関しては50%の補填 ②地方政府は一人当たり年間30元以上を補填 ≪二階部分≫(積立方式) 個人:年間100元~1000元、100元刻みで選択	≪一階部分≫(政府拠出) ①中西部に関しては、中央政府は一人当たりの給付標準(55元)に対して全額補助、東部に関しては50%の補填 ②地方政府は一人当たり年間30元以上を補填 ≪二階部分≫(積立方式) 個人:年間100元~500元、100元刻みで選択	政府による拠出のみ
年金給付条件	男性就業者:満60歳以上 女性就業者: ①幹部:満55歳以上 ②一般就業者:満50歳以上	満60歳以上	満60歳以上	男性就業者:満60歳以上 女性就業者: ①幹部:満55歳以上 ②一般就業者:満50歳以上
加入者 (2012年末)	3億427万人	4億8,370万人	—	—
受給者 (2012年末)	7,446万人	1億3,075万人	—	—
一人当たり給付額 (アモイ市、2011年8月)	1,964元	1,233元	5,669元	—

(出所) 年金制度に関する各種法規、王延中主編「中国社会保障収入再分配状況調査」(2013年3月)より大和総研作成

図表3 公的年金への加入人数(左図)、都市就業者年金の収支(右図)



(注) 左図の都市住民年金・新型農村年金に関しては、2009年以前は旧農村年金の加入者数、2010年は新型農村年金の加入者数、2011年以降は都市住民年金・新型農村年金の合計。

(出所) 中国統計年鑑より大和総研作成

2. 二つの格差問題からみる中国年金制度の課題

中国において公的年金制度は徐々に広まりつつあるものの、課題も存在する。具体的には、格差問題が挙げられる。特に①制度間の格差、②地域間の格差という二つの点で顕在化している。まず制度間の格差であるが、給付水準の格差が問題視されている。例えば、アモイ市に関する調査によると、2011年8月時点において1ヵ月当たりの全制度の平均給付額は2,615元であった³。その内、公務員年金の平均は5,669元、その他軍人等年金の平均は2,900元、都市就業者年金の平均は1,964元、都市住民年金の平均は1,233元と、公務員年金の給付額が突出して高いことがわかる。そもそも、給付水準には都市部と農村部の所得水準の違い等もあることから、一概に格差があるとは言い切れない。ただし、公務員年金は基本的に個人の負担がなく政府の負担によって賄われており給付水準も高いことから、制度間格差の代表例（中国では「双軌制（ダブルスタンダード）」と言う）として批判されている。そのため、2008年には山西省、上海市、浙江省、広東省、重慶市の5省市で一部の公務員年金を都市就業者年金へと変える試みがなされた。アモイ市においてもこれに先駆けて2004年に同様の改革が施されたものの、すべての公務員年金に適用されたわけではなかったことから上記のような格差は依然として温存されたままであった。また、都市住民年金や新型農村年金に関しては、年金の扶助機能という観点から見た場合に課題があろう。都市住民年金や新型農村年金の一階部分は中央政府・地方政府によって拠出されていることから、給付額の引き上げには財源の確保が必要となる。

二つ目に地域間の格差であるが、“China Pension Report 2012”⁴を基に、都市就業者年金について取り上げる。地域間格差の代表例として加入者率（第二次産業・第三次産業の就業者に対する都市就業者年金加入者の比率）の格差が挙げられる。まず、2010年の全国平均の加入者率は40.23%であるが、都市部で経済がすでに発展している地域は、上海市が（74.0%）、広東省が（67.0%）と加入者率が高い。他方で、チベット自治区（8.2%）や貴州省（15.7%）のように経済発展が遅れている地域は加入者率が低い。国民皆年金を目指している以上、加入者率の底上げが必要と言えよう。また、保険料徴収や年金給付、年金資産は各地域の社会保険管理機構によって管理されており、保険料率や給付額も地域ごとに水準が異なる。例えば、都市就業者年金の地域別所得代替率⁵（2011年）は、最も高い山東省（70.5%）と最も低い重慶市（43.2%）との間に27.3%ptの格差があった⁶（図表4）。また、2011年の一人当たりの保険料支払額が平均所得に占める割合についても、最も高い甘粛省が34.5%なのに対し、最も低い広東省では9.3%と25.2%ptの格差が生じている。

年金収支に関しても格差が生まれている（図表5）。2011年の年金収支は32地域（新疆生産建設兵団含む）の内、14地域が赤字状態（保険料等による収入から給付額を差し引いたもの）となった⁷。赤字化した地域数は年々減少しているものの、その赤字合計額は増加傾向にある。

³ 王延中主編「中国社会保障収入再分配状況調査」（社会科学文献出版社、2013年3月）191頁－199頁

⁴ Zheng Bingwen, “China Pension Report 2012,” Economy & Management Publishing House, 2012, pp.109-114

⁵ この所得代替率とは、年金の給付水準を示す指標であり、一人当たり年金給付額を都市就業者の収入（前年）で除して作成している。

⁶ 純粋な省市間で比較するため、ここでは新疆生産建設兵団（75.9%）を含めない。

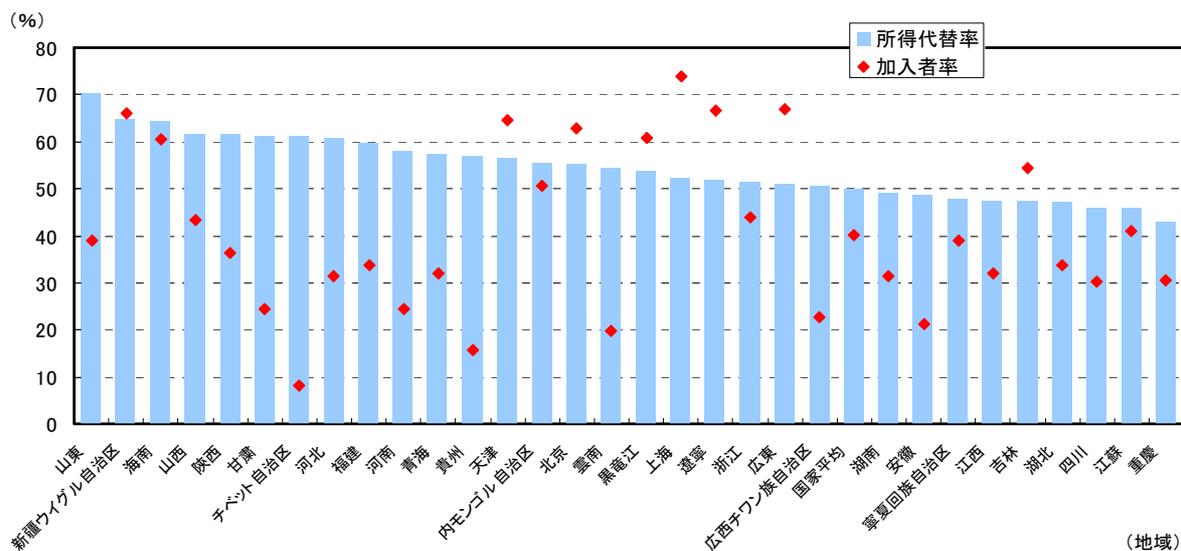
⁷ Zheng Bingwen, “China Pension Report 2012,” Economy & Management Publishing House, 2012, pp.10-11

2011年に赤字化した地域の赤字合計額は767億元と2010年の848億元から減少となったものの、赤字額が200億元から400億元で収まっていた2002年～2008年に比べて大きい(図表6)。他方で、2011年に収支が黒字となっている地域は18地域あり、その余剰額合計は1,958億元であった。黒字額の最も大きい広東省(+519億元)と赤字額の最も大きい黒竜江省(-183億元)との差は702億元に上る。結果的に、黒字の地域は黒字分がストックとして積み上がるが、赤字の地域は政府補填に頼る状況にある。2011年には政府は2,272億元の補填を行っており、過去最高額となった。

そもそも地域間の格差が発生している背景には、経済発展の度合いや人口構造(高齢化率等)の違いが挙げられる。そのため、地域ごとに保険料徴収や年金給付を行う現行の制度を基に考えれば、ある程度の格差が発生することは想定内とも言える。ただし、地域間の格差は継続的に拡大しており、年金資産や収支を地域ごとに管理するという現制度の根幹を見直さない限り格差是正はあり得ないと言えよう。例えば、各地域の収支を足し合わせた場合1,191億元の黒字であり、全国レベルでの運営ができていれば政府による補填は必要ない。実際に、中国政府は2008年に制定された社会保険法や第12次五ヵ年計画(2011年～2015年)の中で2015年を目途に年金資産や収支の管理を全国統合するとの目標を打ち出しており、今後その動きが本格化していくものと考えられる。

しかし、さまざまな反発によって、全国統合の実施には時間がかかる可能性もある。各地の社会保険管理機構は従来、年金資産の大部分を預金として銀行に預け入れてきたことから、預金源の一つを失いかねない各地域の銀行は全国統合に対して反発を強める可能性もある。また、格差の解消のために収支が黒字である地域や保険料の負担が比較的軽い地域に、実質的な負担(保険料率の引き上げや黒字分を他地域の赤字部分に補填)を強いる可能性もあることから、一般市民の反発も起こりうる。ただし、以上のような反発によって全国統合の動きが滞れば、今後も一部の地域では赤字状態から脱却できず、最終的なつげは赤字分を補填する政府に回ってくる。そのため、年金資産管理の全国統合は政府にとって先延ばしできない課題と言えよう。

図表4 都市就業者年金の地域別所得代替率と加入者率（2011年）

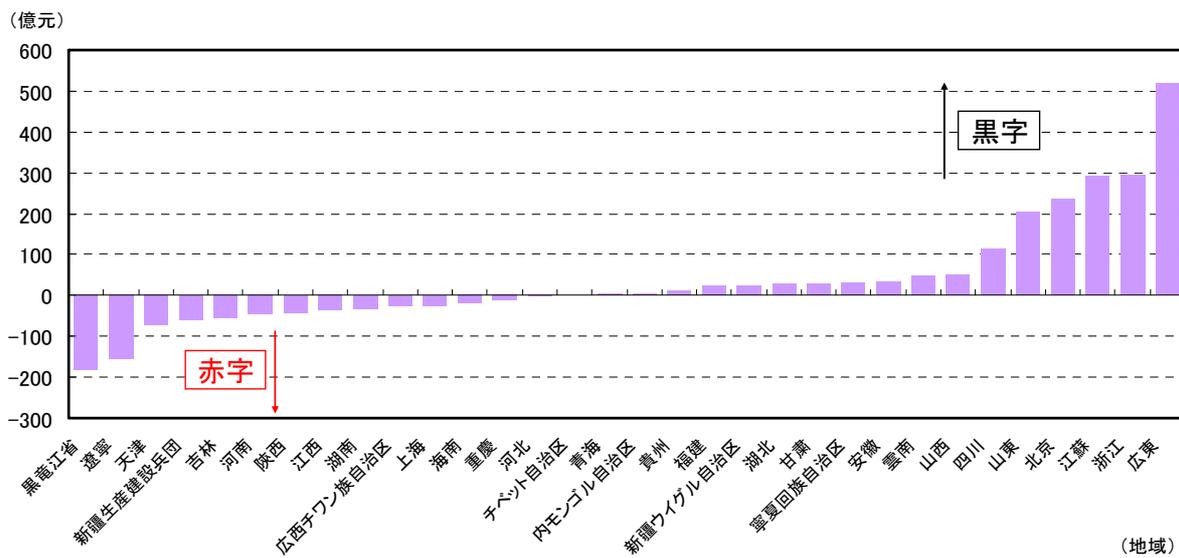


(注1) 所得代替率は一人当たり年金給付額を一人当たり都市就業者の収入（前年）で除して作成

(注2) 加入者率は加入者を第二次産業・第三次産業の就業者で除して作成

(出所) Zheng Bingwen "China Pension Report 2012" (2012) より大和総研作成

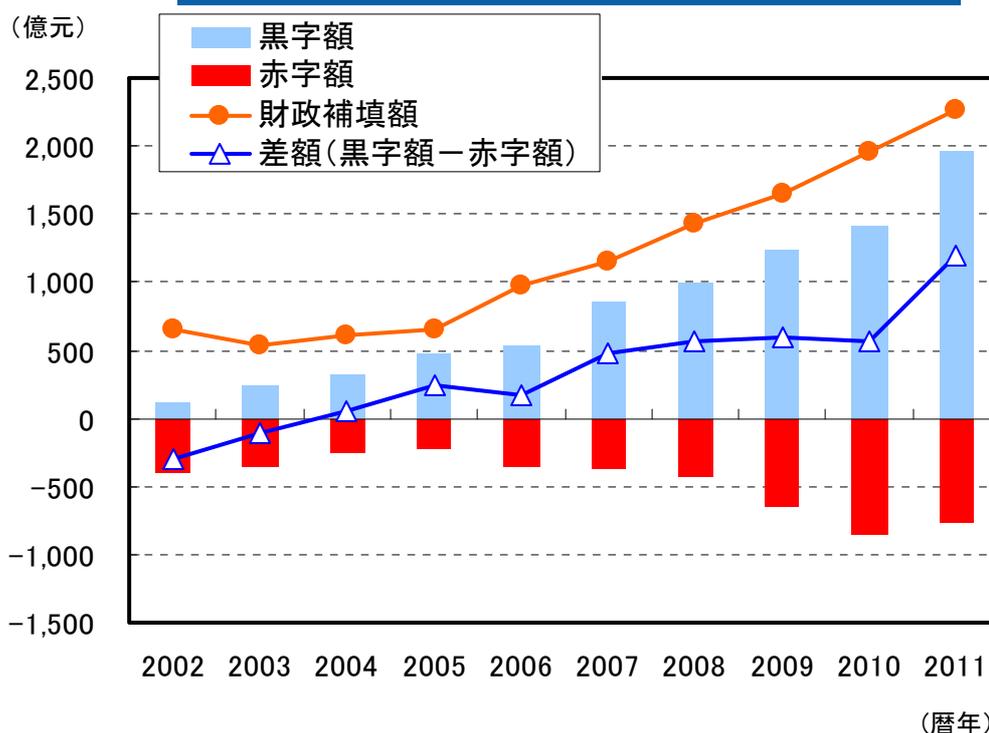
図表5 都市就業者年金の地域別収支状況（2011年）



(注) 収支状況は政府補填を含めていない

(出所) Zheng Bingwen "China Pension Report 2012" (2012) より大和総研作成

図表6 都市就業者年金の年金収支の赤字額・黒字額の推移



(注1) 赤字額は収支が赤字化した地域の赤字額の合計。黒字額は収支が黒字化した地域の黒字額の合計。

(注2) 収支は黒字額から赤字額を差し引いて算出。

(出所) Zheng Bingwen “China Pension Report 2012” (2012) より大和総研作成

3. 年金財源の不足による政府負担の増加も課題

また、課題は格差だけでない。2012年以降、年金財源の不足問題が取りざたされており、今後財政負担が増えるのではないかと懸念が示されている。前述の年金収支が赤字化した地域への補填に加えて、「空口座」問題についても指摘されている。「空口座」問題とは、過去に個人の積立部分が企業・政府が拠出する部分の不足額への充当に流用されたため、積立口座に不足が生じていることを指す。“China Pension Report 2012”⁸によれば、2011年末時点において本来2兆4,900億元あるべき個人の積立部分が実際には2,700億元程度しか存在せず、最終的には政府が穴埋めせざるをえないと指摘されている。また、将来に関しても、制度間格差の解消のために都市住民年金や新型農村年金の給付額を引き上げる際には政府の負担は大きくなる。「化解国家資産負債中長期風險」⁹によると、現行の年金制度を改革しない場合の2012年～2050年の財政負担額は、累積で目下のGDPの75%程度になると推測している。つまり、今後財政に大きな負担がかかる可能性があることから、政府拠出に対する依存を減らすような年金制度を整備する必要があるだろう。

具体的な改革案として中国国内で議論されているのは、給付額の引き下げや保険料率の引き上げ、年金給付開始年齢の引き上げである。ただし、これらの方策を実行することにはさまざま

⁸ Zheng Bingwen, “China Pension Report 2012,” Economy & Management Publishing House, 2012, p. 3

⁹ 馬駿「化解国家資産負債中長期風險」『財經』（2012年第15期、2012年6月）

まな困難が予想される。例えば、都市就業者年金の保険料率の引き上げについては、企業が負担する保険料は年金以外の社会保険料を加えれば、就業者の賃金の約30%まで達している¹⁰。企業の競争力にも悪影響が出る可能性もあることから、企業負担分の保険料率を引き上げることは慎重な対応が必要だろう。また、都市住民年金や新型農村年金は国民皆年金を推進するため、そもそも加入者の負担が過度に高まらないよう制度設計がなされている。そのため、積立金額を引き上げることは制度の趣旨と根本的に異なると言えよう。給付額の引き下げに関しては、都市就業者年金の場合、所得代替率が低下する中で給付水準をさらに引き下げることは一般の人々の不満を高める可能性がある（図表7）。また、都市住民年金や新型農村年金は都市企業年金の給付水準と比べてさらに低いことから、給付水準を引き下げるのは現実的ではないだろう。そこで、世界の潮流でもある年金給付開始年齢の引き上げが議論の俎上に載ることとなる。現在の年金給付開始年齢は、男性が60歳、女性が55歳となっているが、これを今後は男女ともに65歳にすることを考える必要があると政府関係者や研究者から提起された¹¹。他方で、給付開始年齢の引き上げは、法定退職年齢の引き上げに深く関連しており、若年層の就業に悪影響が出るのではないかと懸念もある。また、上海といった高齢化が進み平均寿命が比較的長い地域はともかく、新疆といった平均寿命が長くない地域は現役時代に相対的に負担の重い保険料を納めてきたにもかかわらず十分な年金がもらえないとの不満を抱える可能性がある。

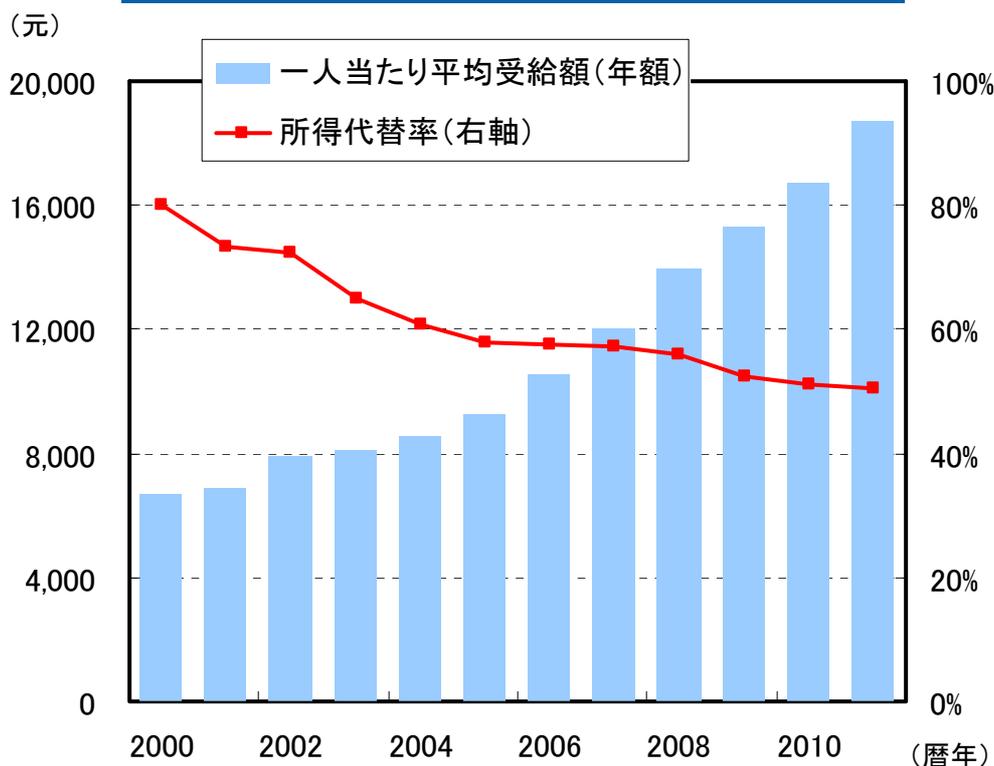
以上のように、改革を実施することは短期的に困難が見込まれることから、中国政府は老後の生活資金源の多様化のための政策案を打ち出している。例えば、2013年9月には「リバース・モーゲージ（中国語で「倒按揭」と呼ぶ）」の推進が提起され、注目された。リバース・モーゲージとは、主にキャッシュアップ・ハウスリッチな高齢者が生活資金を賄うために自宅を担保に生活資金を借入れ、生存期間中は自宅で生活できるものの、死亡時には自宅を売却し借入金を一括返済するという制度である。リバース・モーゲージ自体はすでに上海や北京等で実験的に導入されているが、今回はより広範囲で導入されるのではないかと観測から活発に議論されている。ただしリバース・モーゲージの導入に対する一般市民の意見は全体的に懐疑的なものが多い。中国青年報のインターネット・アンケート¹²によると、子供に住居を譲りたいと考えている人は85%と多数を占めており、リバース・モーゲージを利用したいという人は8.8%に留まった。また、老後の生活資金源の多様化の一つとしてリバース・モーゲージは年金に代わるものではないとの認識を有している人が93.4%に上る。つまり、老後生活において年金が重要な役割を果たすということには変わりがなく、リバース・モーゲージといった生活資金源の多様化は一般市民にとってあくまで補完策であろう。

¹⁰ 孫祁祥、鄭偉等著「中国養老年金市場－発展現状、国際経験與未来戦略」（経済科学出版社、2013年3月）104頁

¹¹ 「載相龍建議逐步延長退休年齡」『京華時報』（2013年4月）、「清華專家團體：建議2015年實施延遲退休65歲領養老金」『人民網』（2013年8月19日）

¹² 「以房養老：87.6%的人感覺不可行8.8%嘗試」『中国青年報』（2013年9月24日）

図表7 都市就業者年金の一人当たり平均受給額（年額）と所得代替率



(注1) 一人当たり平均受給額（年額）は都市就業者年金の支出額を受給者数で除して作成

(注2) 所得代替率は一人当たり平均受給額を都市就業者の収入（前年）で除して作成

(出所) 中国統計年鑑より大和総研作成

4. 年金資産運用の規制緩和が必要

都市就業者年金の余剰資産に関する運用規制の緩和

では、政府の拠出に依存しない年金制度を構築するためにどのような改革の道筋が可能であろうか。まず全地域合計では黒字であるにもかかわらず、政府による補填が続く都市就業者年金をいかに自立可能な制度に再設計するかが短期的な課題であろう。都市就業者年金の自立化を背景に政府の負担が軽減されれば、都市住民年金や新型農村年金の給付水準を引き上げるための余力も増えることから、格差是正策の一環としても有効であると考えられる。都市就業者年金の自立化には、まずは前述のように年金資産管理の全国統合を着実に進め、年金収支の改善を図っていくことである。

また、都市就業者年金には、収支黒字が継続する地域を中心に2012年末時点で2兆3,941億円の累積の黒字額がすでに存在することから、この年金収支の黒字分を運用し、高齢化の進展等による将来の年金収支の悪化を防ぐための原資を準備することが重要であろう。都市就業者年金の黒字分の運用に関しては、現在各地の地方政府が行っているが、強固な規制によって効果的な運用ができない状況にある。具体的には、2ヵ月分の給付費用を除いた分は、預金か国債

によって保有することとされている。そのため、公的年金の年間投資収益率は2%以下と低水準になっている¹³。

他方で、中国においては例外的に、全国社保基金（以下、社保基金）が相対的に自由な資産運用を行っている。社保基金は2000年8月の国務院決定により設立され、将来における社会保障制度（年金、医療、失業、労災、生育）の支払い不足を補填するため政府補助と運用収益を資金源に資産運用を行っている。社保基金の資産残高は2012年末時点で1兆1,060億元であった。社保基金の資産ポートフォリオは公表されていないが、銀行預金と国債の割合が資産の50%以上、企業債・金融債への投資が10%以下、証券投資基金・株式への投資が40%以下と規制されており、対外投資も資産の20%以下とされている。規制こそあるものの、公的年金と比較すれば資産運用に関する自由度は相対的に高いことから、結果的に高水準の投資収益率を実現している。具体的には、2012年の投資収益は248億元で年間の投資収益率が7.01%、基金設立以降の累積投資収益額は3,492億元で年間平均収益率は8.29%となっている（図表8）。

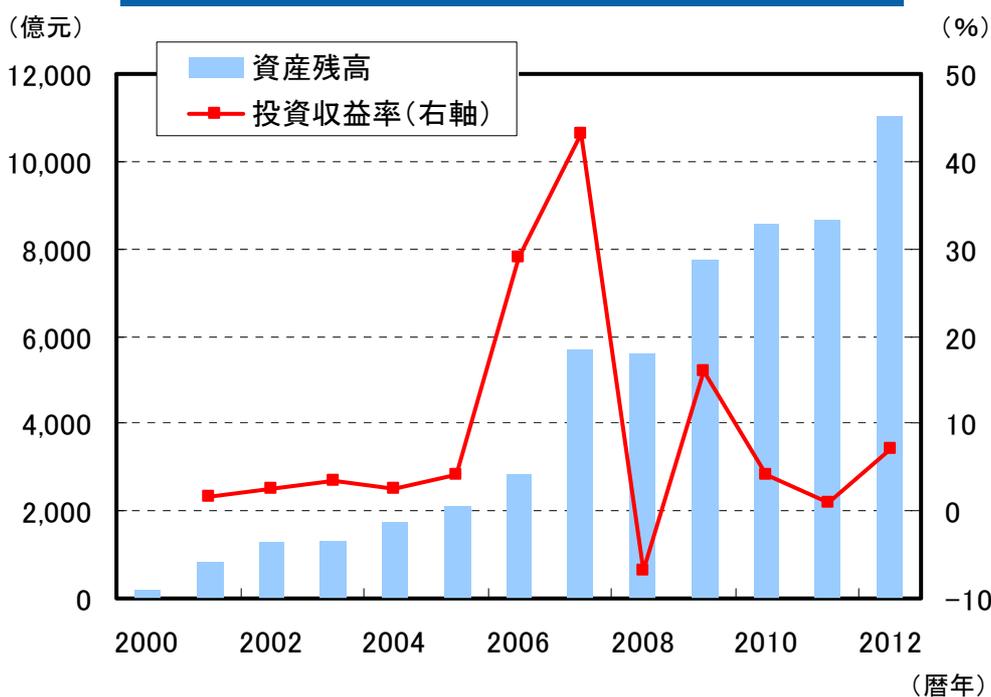
嘉実基金と中国社会科学院世界社保研究中心の共同研究では、五つの社会保障制度に関連する資産（年金、医療、失業、労災、生育）が社保基金と同様のポートフォリオで運用されなかったことによって発生した損益を試算し、累積で6,000億元以上の損失になったとの結果を発表している。それは2004年～2009年までの年金に対して政府が補填した金額に相当するとのことである¹⁴。つまり、公的年金に対する資産運用の規制を緩和し、例えば、社保基金に運用を委託することが可能になれば、将来の年金収支の悪化を防ぐための原資を準備することが可能となろう。実際に、年金財政が相対的に良好な広東省は2012年から約1,000億元の年金資産の運用を社保基金に委託しており、2011年～2012年の投資収益率は9%以上であった。

ただし、社保基金への運用委託といった動きはその後拡大しておらず、いまだ試験段階と言える。特に年金収支が赤字化している地域が個人の積立部分を流用し、運用によってその赤字分を取り戻そうとする可能性もあることから、年金資産の運用規制を一挙に緩和することは難しいとも言える。当面は収支状況に余裕のある一部の地域で運用規制の緩和を行い、先行的に年金資産の運用を開始することが現実的であろう。

¹³ 「『2011 中国養老金発展報告』 発布 14 省収不抵支」 『第一財經日報』（2011 年 12 月 22 日）

¹⁴ 嘉実基金管理有限公司・中国社会科学院世界社保研究中心「中国基本養老保險個人賬戶基金研究報告」（中国鉄道出版社、2012 年 4 月）115 頁

図表8 全国社保基金の資産残高と投資収益率



(出所) 全国社保基金ウェブサイトより大和総研作成

期待される企業年金の発展

また、公的年金制度を補完するという意味で、企業年金との役割分担（公私年金のインテグレーション）をいかに実現していくか、ということも改革の道筋の一つである。中国における企業年金は2004年に確定拠出型として導入された。企業年金への加入は企業が公的年金に加入し、保険料を納付していること等が条件となっている。資金の拠出に関しては、企業と従業員の双方からの拠出が義務付けられている。企業年金口座の管理は個人口座として管理されるが、運用は個人では行うことができない。年金資産の管理・運用に関しては、企業及びその従業員が受託機関と受託管理契約（信託契約）を結び、受託機関が運用機関に運用を委託する形式となっている。企業年金資産の運用対象商品に関しては、①国内投資に限定、②流動性資産（銀行普通預金等）は資産の最低5%以上保有、③固定収益類の資産（定期預金、国債、社債等）は95%以下、④権益類資産（株式、ファンド等）は資産の30%以下という規制が存在する。また、給付に関しては、一括給付か分割給付のどちらかを選択することができる。

次に、企業年金の現状について概観する。「全国企業年金基金業務データ摘要」¹⁵によると、企業年金に加入する企業数、就業者数、拠出額累積残高は、2007年末時点が3.2万社、929万人、1,519億元であったのに対し、2013年6月時点では5.9万社、1,957万人、5,367億元と増加している。給付人数は、2013年4-6月時点において一括給付が11.74万人、分割給付が7.38万人、給付額は一括給付が40.66億元、分割給付が5.37億元となっている。2004年の制度導入以降、企業年金は徐々に利用が拡大していると言えるが、いまだ発展段階であり、十分に普及し

¹⁵ 人力資源社会保障部基金監督司「全国企業年金基金業務データ摘要」（2013年9月）2頁

ているとは言えない。例えば、企業年金に加入する企業が全体に占める割合は 2011 年時点で 0.36%であり、企業年金加入者が都市就業者年金加入者に占める割合は 7.31%、また、株式市場（上海、深セン）の時価総額に対する企業年金資産の割合は 1.66%と小さい¹⁶。

このように企業年金がまだ規模を拡大できていない背景として、公的年金の保険料をすでに負担をしている企業にとって、さらに資金の拠出を求められる企業年金に加入するメリットが少ないことが挙げられる。したがって、公的年金の負担を軽減する上で、第二の柱である企業年金に加入するインセンティブを与える政策を実施すべきだろう。中でも、拠出段階・給付段階における優遇税制の整備は企業年金制度の普及策として有効とされており、世界各国において実施されている。中国の企業年金制度には、企業の拠出部分に対する優遇税制はあるものの、地域によって制度が異なること、通知レベルで税制が変更されるため朝令暮改となるリスクがあることが課題であり、改善の余地があろう。

年金改革に関する議論は進む

これまで見てきたようにこの巨大な年金資産の半分は規制によって銀行預金に預け入れられており、資産運用による効果を十分に発揮できていない。また、企業年金のように今後も年金資産拡大の余地は残されている。現在、社会保障の担当部門である人力資源・社会保障部が年金改革案に関する議論を行っている。その議論の前提として四つの改革案が中国社会科学院、国務院発展計画センター、中国人民大学、浙江大学によって作成された。その改革案の中には、本稿で取り扱ってきた格差の問題や年金資産の運用に関する内容も含まれているとのことである¹⁷。年金制度の今後の改革動向が注目されよう。

¹⁶ Zheng Bingwen, “China Pension Report 2012,” Economy & Management Publishing House, 2012, p. 74

¹⁷ 「学者：4 份養老保険方案將受評 清華方案不在列」『第一財經日報』（2013 年 10 月 15 日）

《参考文献》

【日本語文献】

- ・ 片山ゆき「中国 13 億人の老後は誰がささえるのかー岐路に立つ中国の公的年金制度ー」『基礎研レポート』（ニッセイ基礎研究所、2013 年 6 月）
- ・ 関志雄「高齢化に備えるための年金改革」『季刊中国資本市場研究 2012 年秋号』（公益財団法人野村財団、2012 年）
- ・ 神宮健「中国の企業年金制の現状と今後の課題」『季刊中国資本市場研究 2008 年春号』（公益財団法人野村財団、2008 年）

【外国語文献】

- ・ 王延中主編「中国社会保障収入再分配状況調査」（社会科学文献出版社、2013 年 3 月）
- ・ 嘉実基金管理有限公司・中国社会科学院世界社保研究中心「中国基本養老保険個人賬戸基金研究報告」（中国鉄道出版社、2012 年 4 月）
- ・ 孫祁祥、鄭偉等著「中国養老年金市場－發展現状、国際経験與未来戦略」（經濟科学出版社、2013 年 3 月）
- ・ 李珍著、「基本養老保険制度分析與評估」（人民出版社、2013 年 6 月）
- ・ Zheng Bingwen, “China Pension Report 2012,” Economy & Management Publishing House, 2012